

令和4年2月17日

令和4年第1回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（専決第 3 号）の承認について）	1
議案第 2 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（専決第 4 号）の承認について）	3
議案第 3 号	行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について	5
議案第 4 号	宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	7
議案第 5 号	宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について	1 0
議案第 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議案第 7 号	宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 8 号	宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 6
議案第 9 号	宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	1 8
議案第 1 0 号	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	2 0
議案第 1 1 号	宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	2 2
議案第 1 2 号	宮代町監査委員の選任につき同意を求めることについて	2 3
議案第 1 3 号	宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて	2 4
議案第 1 4 号	令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（第 8 号）について	2 5
議案第 1 5 号	令和 3 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について	2 6
議案第 1 6 号	令和 3 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について	2 7
議案第 1 7 号	令和 3 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	2 8

議案番号	件名	頁
議案第18号	令和4年度宮代町一般会計予算について	29
議案第19号	令和4年度宮代町国民健康保険特別会計予算について	30
議案第20号	令和4年度宮代町介護保険特別会計予算について	31
議案第21号	令和4年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について	32
議案第22号	令和4年度宮代町水道事業会計予算について	33
議案第23号	令和4年度宮代町下水道事業会計予算について	34
議案第24号	令和4年度宮代町一般会計補正予算（第1号）について	35

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（専決第 3 号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

子育て世帯への臨時特別給付金給付に伴う経費を緊急に計上する必要性が生じたことから、令和 3 年度宮代町一般会計予算に 2 億 2, 5 0 0 万円を追加し、総額を 1 1 8 億 6, 8 3 4 万 8, 0 0 0 円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和３年度宮代町一般会計補正予算（専決第３号）（別冊）

令和３年１２月１６日

宮代町長 新 井 康 之

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（専決第 4 号）について、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付に伴う経費を緊急に計上する必要が生じたことから、令和 3 年度宮代町一般会計予算に 4 億 4, 0 0 0 万円を追加し、総額を 1 2 3 億 8 3 4 万 8, 0 0 0 円とすることについて専決処分をしたので、地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和3年度宮代町一般会計補正予算（専決第4号）（別冊）

令和4年1月6日

宮代町長 新 井 康 之

議案第 3 号

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

行政手続における押印の見直しに伴い、関係条例の整備をしたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

行政手続における押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例
(職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第1条 職員の服務の宣誓に関する条例(昭和30年宮代町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

(宮代町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 宮代町固定資産評価審査委員会条例(昭和38年宮代町条例第14号)の一部を次のように改正する

第4条第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「し、提出者がこれに署名押印」を削る。

(宮代町立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正)

第3条 宮代町立学校県費負担教職員の服務の宣誓に関する条例(平成15年宮代町条例第8号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、国民健康保険税の未就学児の軽減措置等について所要の改正を行うため、宮代町国民健康保険税条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮代町国民健康保険税条例（昭和30年宮代町条例第22号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第2条中「所得割額並びに被保険者均等割額」を「所得割額及び被保険者均等割額」に改める。

第3条の見出し中「被保険者に係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第13条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- （1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 770円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 950円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 12, 720円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 15, 900円

- （2）国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 650円
- イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 750円
- ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 4, 400円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5, 500円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2項中「第23条」を「第23条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第2項から第4項まで及び第6項から第13項までの改正規定は令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の宮代町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について

宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

民法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

宮代町奨学資金貸付条例（昭和 5 9 年宮代町条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「満 2 0 歳以上」を「成年」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

人事院勧告に基づく国家公務員の育児休業制度の改正に準じ、町職員の育児休業制度の改正を行うため、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮代町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア（イ）を同号ア（ア）とし、同号ア（ウ）を同号ア（イ）とする。

第21条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

第24条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）職員に対する育児休業に係る研修の実施
- （2）育児休業に関する相談体制の整備
- （3）その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 7 号

宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

国による個人情報保護制度の見直しに伴い、宮代町個人情報保護条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮代町個人情報保護条例（平成 11 年宮代町条例第 17 号）の一部を次のように改正する

第 2 条第 3 号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 2 条第 2 項」に改め、同条第 4 号中「行政機関個人情報保護法第 2 条第 4 項」を「個人情報保護法第 2 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

入所児童数の増加に伴い、ふじ児童クラブ及びかえで第二児童クラブの定員を拡大するため、宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宮代町学童保育所設置及び管理に関する条例（平成１７年宮代町条例第２６号）
の一部を次のように改正する。

第２条の表ふじ児童クラブの項中「１６０人」を「２００人」に、かえで第一児童クラブの項中「４５人」を「４０人」に、かえで第二児童クラブの項中「３５人」を「８０人」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 9 号

宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代町子ども家庭総合支援拠点の設置に伴い、宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
宮代町子育てひろば設置及び管理に関する条例（平成２７年宮代町条例第５号）
の一部を次のように改正する。

第３条中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第７号までを１号ずつ
繰り上げる。

第６条第２項中「第３条各項」を「第３条各号」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 10 号

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年指令市第７４５号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２第４条第１号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「埼玉県都市競艇組合」を「埼玉県都市ボートレース企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和４年４月１日から施行する。

議案第 1 1 号

宮代町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

次の者を宮代町教育委員会教育長に任命することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 中 村 敏 明
- 3 生年月日

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現教育委員会教育長の中村敏明氏を引き続き教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 12 号

宮代町監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町監査委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所
- 2 氏 名 新 祖 章
- 3 生年月日

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現監査委員である新祖 章氏を引き続き委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 13 号

宮代町公平委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を宮代町公平委員会の委員に選任することについて同意を求める。

- 1 住 所 [REDACTED]
- 2 氏 名 田 口 寿 美 子
- 3 生年月日 [REDACTED]

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

現公平委員会の委員である田口寿美子氏を引き続き委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 14 号

令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（第 8 号）について

令和 3 年度宮代町一般会計補正予算（第 8 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

各種事業実績の確定、保育士等处遇改善臨時特例交付金の交付、子育て世帯への臨時特別給付金の支給及び事業所・お店支援金の実施等に伴い、令和 3 年度宮代町一般会計予算から 1 億 2,762 万 4,000 円を減額し、総額を 121 億 8,072 万 4 千円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 15 号

令和 3 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 3 年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

一般被保険者療養給付費の増並びに繰入金及び特定健康診査等の事業費の確定に伴い、令和 3 年度宮代町国民健康保険特別会計予算に 1 億 877 万 2,000 円を追加し、総額を 37 億 4,276 万 2,000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 16 号

令和 3 年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について

令和 3 年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 3 年度宮代町介護保険特別会計歳入予算において、国庫支出金に 588 万 7,000 円を追加し、介護保険料及び繰入金から 588 万 7,000 円を減額することについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 17 号

令和 3 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 3 年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

繰入金及び後期高齢者医療広域連合への納付金の確定に伴い、令和 3 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算から 463 万 8,000 円を減額し、総額を 5 億 5,030 万 2,000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第18号

令和4年度宮代町一般会計予算について

令和4年度宮代町一般会計予算を別冊のとおり提出する。

令和4年2月17日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和4年度宮代町一般会計予算の総額を108億6,000万円とすることについて、地方自治法第211条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 19 号

令和 4 年度宮代町国民健康保険特別会計予算について

令和 4 年度宮代町国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 4 年度宮代町国民健康保険特別会計予算の総額を 38 億 61 万 4,000 円とすることについて、地方自治法第 211 条第 1 項の規定によりこの案を提出するものである。

議案第 20 号

令和 4 年度宮代町介護保険特別会計予算について

令和 4 年度宮代町介護保険特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 4 年度宮代町介護保険特別会計予算の総額を 31 億 5,454 万 9,000 円とすることについて、地方自治法第 211 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 2 1 号

令和 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について

令和 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 4 年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算の総額を 6 億 2, 4 1 8 万 3, 0 0 0 円とすることについて、地方自治法第 2 1 1 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 22 号

令和 4 年度宮代町水道事業会計予算について

令和 4 年度宮代町水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 4 年度宮代町水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を 8 億 6,241 万 8,000 円とし、収益的支出の予定額を 7 億 5,912 万 2,000 円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を 3 億 4,823 万円とし、資本的支出の予定額を 8 億 4,372 万 4,000 円とすることについて、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 23 号

令和 4 年度宮代町下水道事業会計予算について

令和 4 年度宮代町下水道事業会計予算を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

令和 4 年度宮代町下水道事業会計予算の収益的収入及び支出のうち収益的収入の予定額を 10 億 9,699 万円とし、収益的支出の予定額を 10 億 7,082 万 2,000 円とすることについて、また、資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を 4 億 1,915 万 7,000 円とし、資本的支出の予定額を 5 億 2,203 万 4,000 円とすることについて、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

議案第 24 号

令和 4 年度宮代町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度宮代町一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 17 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の交付に伴い新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するため、令和 4 年度宮代町一般会計予算に 1 億 3,639 万 5,000 円を追加し、総額を 109 億 9,639 万 5,000 円とすることについて、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。